UPR(普遍的・定期的レビュー) 第3回日本政府報告

2017年8月

第1部 政府報告書の準備プロセス

第2部 前回審査時の勧告のフォローアップ

- A. 実施済みの措置
 - 1. 条約・選択議定書等の締結
 - 2. あらゆる差別の予防や差別規定の排除(含む人権教育・研修) 公務員に対する人権教育・研修
 - 3. 特定の人々や集団の権利
 - (a) 障害者
 - (b)女性
 - (c) 児童
 - (d) 人身取引対策
 - (e) その他
 - 4. 少数者への支援、人種差別・移民・難民
 - 5. その他
- B. 一部実施の措置
- C. その他の措置
 - 1. 特定の人々や集団の権利
 - 2. 個人通報制度
 - 3. 条約・選択議定書等の締結
 - 4. 条約の留保等

第3部 自発的な公約の取組状況

- A. 国連における協力
- B. 国際社会への貢献
- C. WAW!の開催

第4部 新たな課題 (SDGs の取組)

別添: 2012年の UPR 第2サイクルでフォローアップすることを受け入れた勧告

第1部 政府報告書の準備プロセス

A. 序論

1. 我が国は、基本的人権を尊重する憲法の理念を踏まえ、民主的政治制度を発展させ、普遍的価値としての人権及び基本的自由を擁護・促進する政策を推進してきており、普遍的・定期的レビュー(UPR)第3サイクルに参加し、我が国における人権の擁護・促進の進展状況を報告する機会を歓迎する。

B. 方法

- 2. 第 3 回 UPR 政府報告は、人権理事会で採択された決議及び決定 (A/HRC/RES/16/21 及 び A/HRC/DEC/17/119)を含むガイドラインならびに UPR 第 3 サイクルにおける政府報告作成ガイダンスノートに従い、2012 年の UPR 第 2 サイクルの際にフォローアップすることを受け入れた別添の 125 勧告の実施、女性の人権促進を含む国際貢献及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組等の我が国における人権状況の進展に焦点を当てて作成を行った。報告書には各勧告番号が副題として記載されている。
- C. 国内フォローアップ (勧告 169)
- 3. UPR においては、各国が自主的なフォローアップの実施等を通じて、自国の人権状況改善に取り組むことが重要である。その観点から、本報告書提出に先立ち、我が国は、2012 年 10 月の UPR 審査の結果を真摯に受け止め、2012 年のUPR 第 2 サイクルの際の勧告を含む結果文書等を、邦訳し外務省ホームページに掲載して広く周知するとともに、2017年 2 月にフォローアップ状況を発表した。
- D. 組織間ならびに市民社会との協議
- 4. 報告書の作成には、外務省の調整のもと、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁等、多くの関係府省庁が関与した。また、一般市民及び NGO との意見交換会を 2017 年 3 月 28 日に外務省において開催するとともに、ホームページにおいて本報告書に関する意見募集を行い、市民社会の本プロセスへの関与を得た。意見募集にあたっては、外務省の Facebook や Twitter といったソーシャルメディアも活用した。
- 5. 我が国は、近年、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約及び強制失踪条約といった人権諸条約の政府報告作成の際の意見交換会やパブリックコメントの実施、民間団体等が主催する意見交換会への参加及び民間団体等による現行施策に対する要望等の提出をはじめ、様々な機会を通じて市民社会と対話を行う場を確保している。今後とも NGO を含む市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。

第2部 前回審査時の勧告のフォローアップ

6. UPR に関し人権理事会で採択された決議(パラ2参照)に従い、第2部では、 特に前回審査において我が国がフォローアップを表明した勧告について、フォ ローアップ状況を踏まえつつ我が国の取組状況を以下記載した。

A. 実施済みの措置

1. 条約・選択議定書等の締結

- 7. 国内法における社会権の確保(勧告32)に関し、我が国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下「社会権規約」という。)を締結しており、同規約に言及される権利は日本国憲法及び各種法令等によって保障されている。
- 8. 障害者権利条約(勧告 1、2、16、17、18、19)に関し、我が国は 2014 年 1 月に同 条約を批准した。 2014 年 2 月 19 日、日本について障害者権利条約発効。
- 9. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約(以下「ハーグ条約」という。)(勧告 27、28、30)に関し、我が国は、2014 年 1 月にこれを締結した。また、同条約が我が国について発効した同年 4 月から、同条約の国内実施法が施行されている。2017 年 7 月 1 日現在、我が国の中央当局(外務大臣)は、同条約に基づく援助申請を 249 件受け付けている。

10. パレルモ条約及び人身取引議定書(勧告 24、25、26)

我が国は、パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)につき 2000 年 12 月に署名し、2003 年 5 月には締結につき国会の承認を得た。人身取引議定書についても 2002 年 12 月に署名し、2005 年 6 月に締結につき国会の承認を得た。2017 年 7 月 11 日、パレルモ条約の締結に必要な担保法案が施行されたため、同日、同条 約及びこれを補足する人身取引議定書を締結した。また、2005 年の刑法改正により、人身取引の犯罪化が実現されている。

2. あらゆる差別の予防や差別規定の排除(含む人権教育・研修)

11. あらゆる差別の予防や差別規定の排除(勧告 63、65)に関し、我が国は、憲法第 14 条第 1 項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定め、不合理な差別を禁止している。同条項を踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別の禁止が規定されている。その他の分野においても、法務省の人権擁護機関他関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている(第 2 部 1. (3)(4)

参照)。

公務員に対する人権教育・研修(勧告 114、115)

- 12. 我が国では、公務員の研修において、以下のとおり、女性や児童の権利も含めたきめ細かな人権研修を実施し人権関係諸条約の理念が公務員全体に十分徹底されるよう努めている。
- 13. 総務省は、2015年度中に地方公務員に対する人権教育を年2回行った。2016年度においても、地方公務員に対する人権教育を年2回実施した。また、文部科学省は、学校における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議を開催した。
- 14. 警察では、警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、人権教育を実施している。また、警察署等の職場における研修等様々な機会をとらえて警察職員に対する人権教育を実施しており、これを継続していく。
- 15. 法務省は、検察官に対して実施する各種研修において、女性や児童の権利を含め人権に関する講義を実施している。矯正施設で勤務する職員に対し、研修により、人権を尊重した処遇を行うための知識及び技能の習得を図っている。更生保護官署関係職員に対する経験年数等に応じた各種研修において、保護観察官に対しては犯罪被害者及び保護観察対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては犯罪被害者及び医療観察対象者等の人権等に関する講義を、それぞれ実施している。入国管理局では、関係職員に対し、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を行うとともに、事案に直接対応する中堅職員等を対象に、関係府省庁、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、IOM(国際移住機関)等外部講師の協力を得て人身取引対策や人権に特化した研修を行っている。
- 16. また、法務省は、人権問題に関する国家公務員等の理解と認識を深めるため、国家公務員等研修会を年 2 回開催している。更に、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、人権啓発指導者養成研修会を年 3 回開催している。

3. 特定の人々や集団の権利

17. 法務省の人権擁護機関では、女性、子ども、障害者に関する問題を含む、様々な人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、女性、子ども及

び障害者の人権が尊重されるよう講演会・研修や啓発冊子の配布等の各種啓発 活動を実施している。

(a) 障害者(勧告 86、87、88、153)

- 18. 我が国は、2014年1月に障害者権利条約を批准した。障害者権利条約の趣旨を踏まえて2011年に改正された障害者基本法に基づき、2013年に第3次障害者基本計画を策定し、障害者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進している。
- 19. 我が国では、障害者差別解消法が2013年6月に成立し、2016年4月から施行されており、各行政機関や各事業者において、同法に基づき不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などの適切な対応を進めている。
- 20. 法務省の人権擁護機関は、障害のある人に対する差別などの人権問題について常設又は特設の人権相談所を開設している他、障害者の人権が尊重されるよう各種啓発活動を実施している。
- 21. 障害のある児童のための学校環境衛生の確保(勧告 153) に関し、特別支援学校を含む全ての学校で維持されることが望ましい学校環境衛生基準を定めるとともに、学校の設置者に対し、この基準に照らし適切な環境の維持に努めるよう指導するなど必要な対応を図っている。

(b) 女性(勧告33、62、66~73、75~77、83、127~130、138、151、152)

- 22. 我が国は、2015 年 12 月に 5 ヵ年計画である第 4 次男女共同参画基本計画を閣議決定し、女性の権利の促進・保護、ジェンダー平等、男女共同参画社会形成の促進に取り組んでいる。
- 23. 女子差別撤廃条約の国内法制度における適用(勧告33)に関し、憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国政府は当然のことながら条約上の義務の遵守を前提に必要な国内法の制定及び改正を行い、政策を実施している。

(国際女性会議WAW!の開催は、第3部3参照)

女性への暴力被害者支援・保護 (勧告 68、71、73、76、127、128、130、138)

24. 第4次男女共同参画基本計画は、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点的に取り組む分野の一つとして取り上げ、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化す

ることとしている。

- 25. 内閣府は、毎年11月12日から同月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。また、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布するほか、ホームページに配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報を、外国語版を含め提供している。また、配偶者暴力相談支援センターでは外国語に対応できる相談員を配置するなどの取組も進められている。さらに、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣し、その設置を促している。また、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するため、地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の支援員を対象とする研修を実施している。
- 26. 性犯罪に対してより厳正に対処するため、2017年6月、刑法が改正された。これにより、性交のみならず、これまで強制わいせつ罪の対象であった 肛門性交や口腔性交についても、法定刑がより重い強制性交等罪として処罰することになり、また、その法定刑の下限も懲役5年に引き上げられた。
- 27. さらに、被害者の負担を軽減するため、性犯罪について、被害者の告訴なく起訴し得ることになった。
- 28. 日本司法支援センターでは、犯罪被害者支援ダイヤルや事務所の窓口において、犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口に関する情報提供及び犯罪被害者支援の知識や経験を有する弁護士の紹介を行っている。
- 29. 入国管理局は、DV 事案に係る措置要領を独自に定めており、DV 被害者である外国人を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分に配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。
- 30. 我が国では、警察がより迅速に加害者に対して行政措置又は検挙措置を講ずることを可能とするための改正ストーカー規制法が 2017 年に施行された。警察では、DV事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本部において構築し、被害者等の安全の確保を最優先に対応している。また、女性職員が対応するなど被害者が相談しやすい環境整備に努めており、2016 年中に警察で受

理したDV事案等の相談等件数は 69,908 件、警察による検挙件数は 8,387 件で、いずれも 2001 年のDV防止法施行後最多となった。さらに、被害者等が一時的に避難するホテル等の宿泊費用を公費で負担しているほか、外国人被害者向けに、その安全確保のためにできる手続に関する様々な言語の資料を準備するなど、円滑な意思疎通に配慮している。

賃金格差・女性の意思決定プロセスへの参加(勧告 151、152)

- 31. 男女間の賃金格差を縮小するためには、女性が安心して仕事と家庭生活を両立でき、就業継続できる環境整備が重要である。そのため、「女性活躍加速のための重点方針 2016」に基づき、非正規雇用女性の待遇改善、長時間労働の削減、育児休業の取得促進、待機児童解消や介護離職ゼロの実現に向けた子育てや家事・介護の支援の充実、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶、を更に進めていく。
- 32. 第 4 次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げるとともに、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を挙げ、政治分野、司法分野、行政分野、経済分野、その他あらゆる分野における女性の参画の拡大に向け、政府全体として達成を目指す成果目標などを設定し、同計画に基づいた取組を進めている。
- 33. 2016 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行となり、国・地方公共団体、301 人以上の民間事業主に対し、数値目標を含む行動計画の策定・公表、女性の活躍状況についての情報の公表等が義務付けられた。
- 34. 同法に基づき公表された女性の活躍状況についての情報は、ホームページにおいて「見える化」を推進することで、事業主の自主的な取組を促し、社会全体における女性の参画拡大をさらに促進していく。

(c) 児童(勧告38、41、60、62、78~82、139~142、154)

35. 法務省の人権擁護機関は、常設又は特設の人権相談所を各地に開設して相談を受け付けている。また、特に児童のための相談体制を充実させており、通話料無料の電話相談窓口「子どもの人権 110番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」(相談用の無料便箋兼封筒)の全国の小・中学校の児童・生徒への配布、インターネット人権相談受付窓口(「子どもの人権 SOSーe メール」)の設置等の取組を行っている。また、子どもの人権が尊重されるよう各種啓発活動を実施している。

- 36. 児童ポルノ所持の犯罪化(勧告 41、82) について、2014 年 6 月 18 日に「児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」につき、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者について、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することなどを内容とする改正がなされ、2015 年 7 月 15 日からその適用が開始されており、警察では、2016 年末までに自己性的目的所持罪で 73 件を検挙した。
- 37. 児童の性的搾取への対処(勧告 139、140、141、142)について、2017年4月、 政府は、児童の性的搾取、児童ポルノ及び児童買春と闘うため、「児童の性的搾 取等に係る対策の基本計画」を策定した。同基本計画には、被害児童の迅速な 保護及び適切な支援の推進のための施策等が盛り込まれており、関係府省庁が 関係機関・団体との連携の下、被害児童等が相談しやすい環境の整備、被害児 童への継続支援等に取り組んでいる。加えて、警察では、精神科医等の専門家 の助言を受けた職員が被害児童に対しカウンセリング等の継続的な支援を行っ ているほか、悪質な児童の性的搾取事犯に対する取締りを強化しており、2016 年中における児童ポルノ事犯の検挙件数は 2.097 件と過去最高を記録し、児童 買春事犯の検挙件数は 809 件であった。また、サイト管理者に対する迅速な削 除依頼等、児童ポルノ画像の流通、閲覧防止対策も推進している。検察は、関 係法令に基づき、児童の性的搾取事犯に対する厳正な科刑の実現に努めている。 更に、日本司法支援センターでは、被害者からの問合せに対し、国籍等を問わ ず、多言語により、法制度や相談窓口に関する情報を提供している。文部科学 省は、小中高の教職員に対し、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童生徒への 心のケア等に関する研修を行っている。
- 38. 刑法の改正により、監護者わいせつ罪、監護者性交罪が新設された。これにより、18歳未満の児童に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて、わいせつな行為又は性交等した場合、暴行、脅迫がなくとも、強制わいせつ罪、強制性交等罪と同様に処罰されることになった。
- 39. また、刑法の改正により、被害者に関する性差はなくなり、性交、肛門性交及び口腔性交について、これまで強制わいせつ罪の対象であった男児が被害者の場合も、法定刑がより重い強制性交等罪として処罰することになった。
- 40. 学校における性に関する指導(勧告 154) について、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとしており、性感染症や妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布を行っている。

41. 嫡出でない子に適用可能な制度の見直し努力(勧告 38、78、79、80、81)について、2013年9月の最高裁判所判決を受け、同年12月、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする民法の一部改正を行った。我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について第2条で規定し、届出による国籍の取得については第3条及び第17条第1項、第2項等に、さらに、帰化による国籍の取得については第4条に規定し、第5条において帰化についての最低条件を規定しているところ、上記のいずれの場合も、これら条文における要件の適用に当たって、嫡出子・嫡出でない子による差別はない。また、我が国の戸籍法は、出生の届出について、第25条及び第49条において規定しているところ、嫡出でない子であることや親の在留資格による差別は無い。

(d) 人身取引対策 (勧告 131、133~137)

- 42. 我が国は、2014 年 12 月に策定した「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、外国の関係機関、国際機関及び NGO との協力を強化して、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。
- 43. 我が国は、日本国内で認知された外国人人身取引被害者に対する母国への帰国支援を、IOM(国際移住機関)を通じ提供している。さらには、帰国した被害者の自立を支援し、再度被害に遭うことを防止するため、当該国の協力を得つつ帰国後の社会復帰支援も実施している。
- 44. 内閣府は、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、日本旅行業協会、IOM、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。
- 45. 厚生労働省は、婦人相談所において、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活、健康状態等に配慮して衣食住の提供、警備体制の充実、法的援助に関する支援を図っている。
- 46. 警察は、人身取引の被害者の早期保護等を図るため、人身取引事犯等に関する匿名通報ダイヤルを運用しているほか、国際刑事警察機構(ICPO)を通じた人身取引被害者の送出国の捜査機関との情報交換や、外国からの要請に応じた人身取引事案についての積極的な捜査共助を行っている。また、警察庁は、警察等への被害申告を呼び掛ける多言語のリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っているほか、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を毎年開催し、在京大使館、国際機関、NGO等

との意見交換・情報交換を行っている。

- 47. 日本司法支援センターでは、被害者からの問合せに対し、国籍等を問わず、 多言語により、法制度や相談窓口に関する情報を提供している。また、同セン ターは、資力の乏しい被害者に対し、訴訟に必要な弁護士費用の立替え等の援 助も行っている。
- 48. 出入国管理及び難民認定法においては、人身取引の被害者を資格外活動及び売春関係活動を理由とする退去強制の対象から除外しており、また、不法残留等の同法違反状態にある人身取引の被害者は在留特別許可の対象となることを明文化し、法的地位の安定を図るなど、適切な保護措置を講じている。
- 49. 法務省の人権擁護機関では、緊急避難措置として人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を行う制度の運用を開始した。

(e) その他

- 50. 刑法の改正により性交のみならず、これまで強制わいせつ罪の対象であった肛門性交や口腔性交についても、法定刑のより重い強制性交等罪として処罰することになった。また、被害者に関する性差もなくなり、これらの行為について、これまで強制わいせつ罪の対象であった男性が被害者の場合も、強制性交等罪として処罰することになった。なお、当然のことながら、これらの行為について、性的少数者が被害者の場合も、強制性交等罪として処罰される。
- 4. 少数者への支援(勧告 161)、人種差別・移民・難民(勧告 34、35、36、64、65、84、92、162~166)
- 51. 全ての形態の直接的・間接的差別の禁止(勧告 35、64)に関し、我が国では公共性の高い分野等では関係法令により広く差別の禁止が規定されている。第2部1(2)に記載のとおり、憲法第14条第1項において、不合理な差別を禁止している。
- 52. 法務省の人権擁護機関では、外国人や先住民族であるアイヌの人々の人権 が尊重されるようインターネットバナー広告や啓発冊子の配布等の各種啓発活 動を実施している。
- 53. 政府は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策の取組に加え、内閣官房長官が主宰する「アイヌ政策推進会議」を開催し、総合的なアイヌ政策の推進に取り組んでいる。

- 54. 2016 年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえて、同和問題(部落差別)に関する差別の解消を推進するため、相談体制の充実、教育及び啓発を行うこととしている。
- 55. 2016 年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。
- 56. 人種等に基づく差別を動機とする犯罪については、裁判手続において、動機の悪質性が適切に立証され、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。法務省の人権擁護機関では、「人種差別」「性的指向に基づく差別」を含む、様々な人権問題について相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに調査を行い、適切な措置を講じるとともに、各種啓発活動を実施している。
- 57. 法務省の人権擁護機関では、人権相談や人権侵犯事件の調査救済を実施している。外国人の人権相談については、英語及び中国語等6か国語による人権相談に対応するため、全国共通の「外国語人権相談ダイヤル」を設置するとともに、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を全国50箇所に拡充した。また、人権尊重思想の普及高揚を図るため、講演会・研修の開催や啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。
- 58. 厚生労働省では、例年 6 月に「外国人労働者問題啓発月間」として、外国人労働者の適正な雇用等について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行っている。
- 59. 移民の教育及び健康(勧告 165)について、外国人の子供を公立の義務教育諸学校に無償で受け入れており、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されている。また、日本人児童と同様に、必要性が認められる場合は保育園に入園することができ保育に対するアクセスが確保されている。更に、外国から移住してきた者については、3月を超える在留期間の在留資格及び住所を有し、他の医療保険制度の被保険者である等の適用除外要件に該当しない者は国民健康保険の被保険者となり、企業に勤め、資格要件を満たしている者は健康保険の被保険者となる。 医療保険制度に加入していない場合は、健康増進法に基づく健康診査等を実施しており、その法的地位に関わらず、健康診断等の健康に対する

アクセスが確保されている。

(5) その他

インターネット上の人権侵害に対する保護措置(勧告 149)

60. 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合には、被害者に当該情報の削除依頼等を行う方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害などに当たり人権侵害に該当すると認められるときは、プロバイダ等に対し当該情報の削除を要請するなど適切に対応している。また、総務省は、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)等の法令によりプロバイダの免責要件を明確化し、民間のガイドラインや利用者約款モデルの作成及び改訂にオブザーバ参加するなどして、プロバイダによる違法・有害情報の自主的な削除が適切かつ円滑に行われるよう取り組んでいる。

宗教の自由(勧告 150)

61. 我が国では、憲法第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項が思想・良心の自由、信教の自由及び表現の自由を規定し、また、同第 14 条が思想・信条による差別を禁じており、宗教の自由が保障されている。特に、憲法第 20 条第 2 項が、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない」と規定している他、同条第 1 項及び第 3 項等が国家の非宗教性を規定し、国及びその機関による宗教的活動を禁止している。

62. 勧告 132、155 (特別報告者)、172 (ODA)、173 (防災)、174 (国際協力) については第3部にそれぞれ記載。

B. 一部実施の措置

児童の権利に係る包括的な法的措置(勧告39)

63. 我が国は、条約の締結に当たっては、国内法制度との整合性を確保することとしている。児童の権利条約は極めて広汎な権利、事項を規定しているが、これらの内容の多くは、我が国が既に締結している国際人権条約において規定されていることや、憲法をはじめとする現行国内法制によって既に保障されており、本件条約を国内で実施するために必要な法整備は十分になされていると考える。他方、児童の人格の完全かつ調和のとれた発達が確保され、社会の中で個人として生活できるようにするためには、法制面のみならず、実体においても児童の保護及び福祉をより一層充実させていくことが重要であり、日本政府として、引き続きその効果的な実現に向けた施策に取り組み、一層充実させるべく努力していく。

体罰の明示的禁止(勧告 126)

64. 体罰の禁止について、「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、証拠関係に基づき、事案により、暴行罪(刑法第 208 条)や傷害罪(刑法第 204 条)等により処罰し得る。

給付型奨学金導入(勧告 157)

65. 給付型奨学金の導入及び授業料減免について、2017 年度予算において、給付型奨学金の創設や、無利子奨学金の貸与人員の増員、低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の撤廃、新たな所得連動返還型奨学金制度の導入などが盛り込まれた。給付型奨学金は2018 年度から本格実施をするが、2017年度は一部先行して実施することとしている。加えて、各大学等が行う授業料減免等への支援について、引き続き充実を図ることとしている。

女性の婚姻年齢の引き上げ等の民法改正(勧告 42、43、74)

66. 民法等の改正については、1996 年 2 月に法務大臣の諮問機関である法制審議会から選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正に関する答申がされ、2015 年 12 月に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画においても、これについて、司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされている。現在、前記答申等の内容をホームページで国民に公開するなどして、国民の議論が深まるよう努めている。また、女性の 6 か月間の再婚禁止期間については、2016 年 6 月、同期間を 100 日間に短縮するとともに、再婚禁止期間内でも婚姻することができる場合を明確化すること等を内容とする民法改正がされ、施行された。

67. なお、女性の婚姻適齢については、2009 年 10 月に法制審議会から民法の成年年齢を 18 歳に引き下げる場合には婚姻適齢を男女とも 18 歳とすべきと答申されていたところ、民法の成年年齢の引下げと併せて法整備をすることを検討している。

人種主義・外国人排斥の直接禁止及び抗弁手段へのアクセス (勧告 37)

68. 2016 年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。

国際刑事裁判所(勧告 45)

69. 我が国は、2007年に「国際刑事裁判所に関する協力等に関する法律」を制

定しており、既に右立法を通じて国際刑事裁判所ローマ規程の全ての義務を国内法によって担保済みである。

70. 勧告 169 (国内フォローアップ) については第1部、170 (拠出金)、171 (ODA) については第3部にそれぞれ記載。

C. その他の措置

1. 特定の人々や集団の権利

人権分野の国内法等の構造改善(勧告 31)

71. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。

国内人権機構・人権委員会の設立(勧告 47~51、53~59)

72. 国内人権機構の設置について、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案が、2012年11月、第181回国会に提出されたが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。

73. なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8か所)、地方法務局人権擁護課(全国42か所)及びこれらの支局(全国261か所(2017年4月現在))が設けられている。

74. さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている。

75. 法務省の人権擁護機関は、人権侵害行為を対象として全国 311 か所 (2017年4月現在)の法務局・地方法務局及びその支局などにおいて、広く人権相談に応じており、その 2016年の件数は 225,073件となっている。また、中立公正な立場から、人権侵犯事件の調査救済活動を行っており、2016年の件数は 19,443件となっている。

障害者の医療費ニーズ (勧告 156)

76. 引き続き状況の把握に努め、フォローアップを行う。

マイノリティ女性に係る女子差別撤廃委員会の勧告履行(勧告 160)

77. 我が国は、第4次男女共同参画基本計画において、「女性であることで更に

複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」の重要性を確認している。 同計画では、「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等 について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促 進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進め る。」こととしている。

児童のための国内行動計画制定(勧告 61)

78. 我が国は、児童の権利条約に規定される児童の各種権利の実現を促進するために実施した各種施策を取りまとめた政府報告を提出したところである。

LGBT の個人の社会統合や性的指向に基づく差別的取扱いの排除 (勧告 89)

79. 我が国において、2004 年 7 月に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特別措置法)」は、2008 年にその性別変更に必要な条件を緩和する法改正が行われた。法務省の人権擁護機関は、「性的指向」「性自認」に基づく差別を含む、様々な人権問題について、常設又は特設の人権相談所を開設するとともに、性的マイノリティの人権が尊重されるよう各種啓発活動を実施している。国際的な動向としては、我が国としても、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの立場から、様々な政府間フォーラム等で、我が国の考えや社会状況につき説明してきている。

外国人の入国に関する規制(勧告 167)

80. 外国人の入国に関する規制については、国家の主権にかかわるものであるところ、我が国経済社会の活性化と安全・安心な国民生活に与える影響等に十分に留意しつつ、継続的に必要な施策を検討しているところである。

強制送還に係る入管法改正(勧告 46)

81. 我が国の立場は UPR 作業部会報告書(A/HRC/22/14) に記録された内容のとおりである(パラ 143)。入管法上、退去強制令書が発付された者については、速やかに送還しなければならないと規定されている。そのため、同規定に基づいて速やかな送還に努め、長期収容の縮減に取り組んでいる。

「発展の権利」(勧告 168)

82. 我が国は、「発展の権利」は個人の権利であるとの認識である。「発展の権利」に関する議論がコンセンサスに基づき進められるよう、引き続き関わっていく。

2. 個人通報制度(勧告3、4、5、12、13、15)

83. 自由権規約第一選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書等に定める個人

通報制度については、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同時に、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っており、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。2016年8月には、第19回個人通報制度関係省庁研究会を開催した。政府としては、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、本件につき引き続き真剣に検討を進めていく。

3. 条約・選択議定書等の締結

84. 拷問等禁止条約の選択議定書(勧告 8、9、10)

政府としては、「視察」の具体的な態様等、本選択議定書の規定と国内法との関係等につき検討を行っているところであり、引き続き本選択議定書についての 検討を進めていきたいと考える。

移住労働者権利条約(勧告 19、20、21、22、23)

85. 平等原則、我が国の国内諸制度などの観点から、十分慎重な検討を要すると認識している。

IL0 第 189 号条約 (勧告 23)

86. 我が国の家事労働者は少数かつ減少傾向にあり、また、家事労働従事のための移民の入国を原則として認めておらず、他国と状況が異なっていることや、家事労働者について、労働基準法等の適用を受けない者(労働基準法上の家事使用人)が存在することから、日本の実情に照らして、慎重に検討を加えることとしている。

4. 条約の留保等(勧告 1、3)

87. 社会権規約第7条(d)に対する留保に関し、我が国には、国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意が無いことなどから、国民の祝日について報酬を支払うか否かは、政府としては、労使間の合意にゆだねることが適当と考えている。

88. 社会権規約第8条第1項(d)は同盟罷業をする権利を定めているが、同条第2項において合法的な制限を課することを妨げるものではないとされているところ、当該制限を課する「公務員」の範囲に関し、同条と我が国の関係法令の定めるところが必ずしも合致しないこと等の我が国の現状にかんがみ、1(d)の規定に拘束されない権利を留保している。ただし、同規約の批准の時に我が国の国内法令により同盟罷業をする権利が与えられている部門についてはこの限りではない。

- 89. 人種差別撤廃条約の第 4 条 (a) (b) の留保に関し、右留保を撤回し、正当な言論をも不当に萎縮させる危険を冒してまで人種差別思想の流布等に対し処罰立法措置をとることを検討しなければならないかと言えば、現在の日本においてそれほどの人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。
- 90. 児童の権利条約に関する第 37 条 (c) に対する留保に関し、我が国の少年法においては 20 歳未満の者を「少年」として取り扱うこととし、自由を奪われた者についても、基本的に 20 歳未満の者 (いわゆる「少年」) と 20 歳以上の者 (成人)を分離することとされている。これはこの条約が 18 歳未満の者を「児童」として手厚い保護を加えることとしているのを更に一歩進めて、20 歳未満の者までも広く保護の対象とする制度であると考えられ、「児童」という若年者をそれ以外の年長者から分離することにより有害な影響から保護するという条約第 37条 (c) の規定の趣旨及び目的とも合致するものであると考える。

第3部 自発的な公約の取組状況

A. 国連における協力

91. 我が国は、国・地域の人権状況、および人権上の諸問題の解決に向けて、UPRを含む様々な機会を通じ、人権理事会や国連第3委員会の活動に積極的に貢献してきた。我が国は、2006年の人権理事会設立以降、2006年から2011年、2013年から2015年の期間理事国として、主要決議の審議・採択への積極的な貢献を通じ国際社会の世論形成に取り組んできており、「ハンセン病差別撤廃決議」及びそのフォローアップ決議も主導した。2017年1月から3年間にわたり理事国を務める予定であり、引き続き人権理事会に積極的に貢献していく。

特別手続き(勧告132、155)

- 92. 我が国は、人権外交を進める上で対話と協力の理念から、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) や特別手続きの役割を重視している。2012年の UPR 審査以降、健康の権利特別報告者、児童売買、児童買春及び児童ポルノ国連特別報告者、表現の自由特別報告者、北朝鮮人権状況特別報告者の訪日を受け入れており、有意義かつ建設的な対話をしながら、今後もしっかりと協力していく。
- 93. 我が国は、健康の権利特別報告者の訪日(勧告155)の受け入れに際して、協力を行った。特別訪問者は、訪問中、政府関係者、東日本大震災の被災者、避難者、市民団体等との面会を行った。また、政府は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。

条約体審査

94. 我が国が締結している人権諸条約については、政府報告の提出や審査等を含め、その誠実な履行に努めてきた。2012 年の UPR 審査以降は、5 つの条約に係る政府報告(女子差別撤廃条約、児童の権利条約、人種差別撤廃条約、強制失踪条約、障害者権利条約)を提出し、5 つの条約に係る審査(社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約)を受けた。今後も、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、これら人権諸条約体からの勧告を適切にフォローアップしていく。

B. 国際社会への貢献

二国間対話(勧告174)

95. 我が国は、相互の理解と尊重に基づく対話と協力の理念を重視しつつ、ミャンマー、カンボジア、イラン、EU等地域経済統合機関を含む10か国以上と人権対話を実施しており、今後も人権に関する各国との対話を継続し、ベスト・プラクティスの共有等を通じて、人権面の諸課題の解決に向けた各国の取組に貢献すべく努める。

開発協力(勧告170、171、172、173、174)

96. 我が国は、2015年2月に開発協力大綱を策定した。同大綱においては、産業基盤整備、産業育成、人材育成、雇用創出等の経済成長の基礎及び原動力確保に向けた支援や、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意した人々の基礎的生活を支えるための支援を行うとしている。人権分野では、開発協力の適正性確保のための原則として「民主化の定着, 法の支配及び基本的人権の尊重」を挙げている。また、対国民総所得(GNI)比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に、開発協力の実施基盤強化のため必要な努力を行うこととしている。

97. 我が国は、2014年、保健医療分野に978.02百万ドルの0DAを実施し、女性関連分野(保健・教育・農業等)において2013年から3年間で30億ドルの0DAを着実に実施した。また、女性・女児の質の高い教育のために2015年からの3年間で420億円以上の0DA実施を表明し、実施中。2016年には、開発協力大綱にもとづく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、同年12月に開催された第3回国際女性会議WAW!において、途上国の女性たちの活躍を推進するため、2018年までの3年間で総額約30億米ドル以上の支援を行う旨表明し、着実に実施中。

98. 防災分野でも、我が国は、2015年3月、第3回国連防災世界会議をホストし、「仙台防災枠組」の採択を主導。また、「仙台防災協力イニシアティブ」を

発表し、今後 4 年間で 40 億ドルの協力と 4 万人の人材育成を行うことを表明。このほか、「世界津波の日」を定める国連総会決議の採択を主導し、そのフォローアップとして、2016 年には、「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮や防災訓練等の取組を世界各地で実施。

99. ガバナンス支援として、法制度整備支援、警察支援及び民主化支援(選挙支援や国会、メディアの能力向上支援等)の分野でも積極的に貢献している。

100. その他にも、人権の保護・促進につながる関連国際機関(OHCHR、UNHCR、UNDP、UNICEF、UN Women 等)の活動にも積極的に協力・貢献してきており、今後とも、自発的拠出を含め、予算の使途に我が国の政策を反映させることも重視しつつ、これらの国際機関を継続的に支援していく。

C. WAW!の開催

101. 我が国は「女性が輝く社会」に向けた取組の一環として国際女性会議WAW! (World Assembly for Women)をこれまで3回(2014年、2015年、2016年)開催し、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に向けた議論を推進してきた。

102. 2016 年 12 月 13 日及び 14 日に 3 回目の国際女性会議WAW!を東京において開催した。93 人の女性分野で活躍するリーダー等が議論に参加し、約 800人が傍聴した。「WAW! for Action」をテーマとし、「女性活躍推進法」の完全施行や SDGs の策定等国内外における女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に向けた動きを踏まえた議論を行った。12 月 13 日には公開フォーラムを開催し、14 日にはSTEM(科学、技術、工学、数学)分野における女性の人材育成・活躍推進、女性のリーダーシップの促進、ワークライフ・マネジメント、女性の健康、平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメントについて、5 つのラウンドテーブルと同時に、若者や地方における女性活躍に関するスペシャル・セッションも行った。参加者のアイディアや提案は「WAW! To Do 2016」として取りまとめ、国連文書(A/71/829)として発出した。

103. また、WAW!前後の約4ヶ月(2016年10月1日から2017年1月31日) をシャイン・ウィークスと位置づけ、国内外で公式サイド・イベントが行われた。

第4部 新たな課題(SDGsの取組)

104. 我が国が議長国を務めた G7 伊勢志摩サミットでは、SDGs 採択後初のサミットであったことから、開発協力における優先課題として、G7 としての SDGs 達成へのコミットメントを確認した。また、我が国は G7 議長国としてリーダーシ

ップをとるため、2016 年 5 月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、同推進本部第 1 回会合において、SDGs の実施に向けた日本の指針を策定することを決定した。また、保健分野の SDGs 達成にも貢献すべく、国際保健機関等に新規約 11 億ドルの拠出を行う方針を表明した。

105. これを受け、SDGs 推進本部の下、指針の策定に向けて、2016 年 9 月及び 11 月の二回に亘り、 NGO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範なステークホルダーの参加を得て、SDGs 推進円卓会議を開催したほか、パブリックコメントも実施し、広範なステークホルダーと意見交換を行った。この結果、同年 12 月に開催された SDGs 推進本部第二回会合において指針本文と付表の二つからなる SDGs 実施指針が決定された。

106. 実施指針本文には、ビジョンとして「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、5つの実施原則とフォローアップの内容を定めた。また、SDGs のうち、日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく、SDGs の内容を日本の文脈に即して再構成し、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の推進」といった8つの優先課題を掲げた。付表には、これら8つの優先課題のそれぞれについて推進される具体的な施策として、関係省庁から提出された140の国内及び国外施策を記載した。

107. 同推進本部第二回会合では、実施指針の決定に関連して、SDGs 達成に向けた具体的な推進策についても発表した。国際保健については、感染症対策、保健システム強化や女性の健康、ポリオ対策支援等のため、国際保健機関に対し、総額約 4 億ドルの支援を行う方針を示した。加えて、難民及び難民受入れ国の支援のため、これまでの経験と能力を積極的に活用し、この分野の取組を質、量ともに一層拡充すること、及び、新たに 5 億ドル規模の支援を行う考えを表明した。さらに、開発途上国の女性の活躍推進については、女性の権利の尊重、能力発揮のための基盤の整備、リーダーシップの向上を重点分野として、2018年までに総額約30億ドル以上の取組を着実に進めていくことを表明した。

108. 日本は、SDGs 実施指針の下、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携し、SDGs 達成に向けた国際社会の取組をリードしていく。